

日野市男女平等基本条例 体系図

黄色・・・定義づけの箇所
赤字・・・改正を要する箇所
ピンク・・・変更しない箇所

※ タイトル

前文(現状・課題など)

1

男女格差が解消されていない現状や多様な性の在り方に関する理解が不足している現状や偏見などに関する課題を明記する。

目的(第1条)

用語の定義(第2条)

3

「男女平等」という言葉に「多様な性の在り方」を含めて定義づける。
その他、多様な性の在り方に関する用語やパートナーシップ制度に関する用語などの定義を追加。

2

男女の別だけでなく、多様な性の在り方を含めた「全ての人」とする。

基本理念(第3条)

1. **男女**の人権の尊重
2. 自己決定による多様な生き方の尊重
3. 社会のあらゆる分野への平等参画
4. 方針決定過程への平等参画

4

カミングアウトの権利保障やアウティングの禁止を追加。

市の責務(第4条)

- * 施策の総合的かつ計画的実施
- * 情報提供と**男女平等**教育の積極推進
- * 国・都・他自治体、市民及び事業者との連携

市民の責務(第5条)

- * 社会のあらゆる分野における**男女平等**社会の推進と積極的参画
- * 市の施策への協力
- * **男女差別**等の根絶に向けた行動

事業者の責務(第6条)

- * 事業活動における**男女平等**の推進
- * **男女格差の是正**と市の施策への協力
- * 職業生活と家庭生活の両立支援

5

男女という表現を「性別等」とし、多様な性の在り方を含めた表現に変える。(男女差別→性別等による差別)

性別による権利侵害の禁止等(第7条～第8条)

- * **性別による**差別的取り扱いの禁止
- * セクシュアル・ハラスメント等の禁止
- * **男女間**における暴力行為等の禁止
- * 暴力根絶のための関係機関との連携
- * 公衆に表示する情報は、性別による固定的な役割分担やセクシュアル・ハラスメントを助長し、または連想させる等の表現を行わないよう留意する

6

「男女格差」変更しない(格差解消していないため)

8

アウティングの禁止とカミングアウトの自由について追加する。

7

男女間に限らない。(パートナー関係等も含める)

9

男女間に限らない。

10

変更しない。(男女間の格差の解消に至っていない)

男女平等の推進に関する基本施策(第9条)

- * **男女平等**の推進に関する情報収集と提供
- * 意思決定過程の**男女平等**参画の推進
- * **審議会委員等の男女均衡の促進**
- * 家庭生活と職業生活等の両立支援、相談事業の充実

- * **男女**が互いの性を理解し、対等な関係で妊娠・出産について自己決定する事の啓発
- * 自立向上を目指す取組や就労への積極的支援
- * 子供への教育環境の整備
- * **女性に対するあらゆる暴力の根絶**に向けた施策

11

「女性」のまま変更しない

12

パートナーシップ制度追加。

性別等にかかわらず、全ての人個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができ、その成果も責任も平等に分かち合える社会

男女平等社会の実現